

仕 様 書

1 委託番号 参設営第2号

2 名 称

参議院議員通常選挙における投票所設営支援（第2区）業務委託

3 目 的

参議院議員通常選挙における投票所の設営支援のため資機材の搬入搬出業務（以下「本業務」という。）を行う。

4 全般的事項

この仕様書は、本業務の委託者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）が、本業務を行うにあたり必要な一般事項について示すものであり、本仕様書に記載されていない事項については、甲の指示によるものとする。このときの経費については、双方協議の上決める。

5 履行期間 契約日から令和7年7月23日（水）までとする。

6 本業務の内容等

乙は、本業務に必要な車両と作業員を配置し、次の(1)から(5)までに定める事項に従って、本業務を完了するものとする。

(1) 本業務の内容および期間

ア （旧）秋田市戸米川小学校（以下「保管施設」という。）および秋田市選挙管理委員会倉庫（秋田市役所分館地下1階倉庫。以下「倉庫」という。）から資機材を搬出し、各投票所へ資機材を搬入する。

令和7年7月15日（火）から同月19日（土）まで

（土曜日は予備日とし、甲が認める場合のみ行うものとする。）

イ 各投票所から資機材を搬出し、保管施設又は倉庫へ資機材を搬入する。

令和7年7月20日（日）から同月23日（水）まで

(2) 業務の場所（第2区）

ア 投票所 別紙1に記載の60ヵ所（正式な搬入場所については、別途、指示する。）

イ 保管施設 秋田市雄和戸賀沢字金山沢90番地1

ウ 倉庫 秋田市山王一丁目2番34号

(3) 業務の時間

甲より指示がない場合は、各日午前 8 時 3 0 分から午後 4 時 3 0 分までとする。

(4) 資機材および搬入搬出先

別紙 1 のとおり（正式な数量等については、別途指示する。）

(5) 実施要領

ア 乙は、あらかじめ甲より提供された各投票所に関する情報により、各施設管理者と個々に連絡調整を図り、甲が指定する別紙 1 のエクセルデータ様式の運搬計画を作成すること。

なお、各施設管理者との連絡調整にあたっては、トラブルの防止に特に留意すること。

イ 乙は、運搬計画については、令和 7 年 7 月 1 1 日（金）までに甲へ提出すること。

ウ 甲は、本業務について、必要に応じて助言および指導監督を行う。

エ 乙は、あらかじめ甲より提供された各投票所に関する情報により、所在地を地図等により確認し、業務の円滑かつ的確な遂行を図ること。

オ 乙は、運搬計画に基づきこの業務を行うに当たり、万一、業務の時間内に資機材を搬入搬出できないおそれがあると認める場合には、速やかに甲へ連絡し、指示に従うこと。

カ 乙は、資機材の搬入搬出の際は、建物等に損傷を与えず、資機材の損傷および紛失をきたさないよう十分に注意すること。万一、建物等に損傷を与えたり、資機材の損傷および紛失をきたした場合には、速やかに甲へ連絡し、指示に従うこと。

キ 搬入搬出時間についての日時指定と、投票所ごとの個別注意事項は別紙 2 のとおりとする。（正式な日時については、別途、指示する。）

ク 資機材は、特に指定のない場合、搬出した保管施設又は倉庫に収納する。

7 報告書等

業務完了報告書の提出期限

令和 7 年 7 月 2 5 日（金）